

第 8 3 号 議案

足立区高齢者在宅サービスセンター条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

平成 2 7 年 6 月 2 4 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区高齢者在宅サービスセンター条例の一部を改正する条例
足立区高齢者在宅サービスセンター条例（平成 1 4 年足立区条例第 4
6 号）の一部を次のように改正する。

第 1 6 条を第 1 7 条とし、第 1 5 条の次に次の 1 条を加える。

（福祉施設指定管理者等評価委員会への諮問）

第 1 6 条 指定管理者の管理運営について適切な評価を行うため、足立
区福祉施設指定管理者等評価委員会条例（平成 2 7 年足立区条例第
号）第 1 条に規定する足立区福祉施設指定管理者等評価委員会に諮問
するものとする。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

指定管理者の管理運営の評価を福祉施設指定管理者等評価委員会に諮
問する必要があるため、この条例案を提出いたします。